資料1

# 「宇治市子ども・子育て支援事業計画(初案)」に対する意見募集等の 結果について

### 1.意見募集等の結果について

(1)募集期間 平成27年1月13日(火)から平成27年2月12日(木)まで

#### (2)提出者数 47人

提出区分	人数
窓口へ持参	1人
郵送	32 人
FAX	2人
電子メール	8人
市民の声投書箱	4人
計	47 人

#### (3)意見数 134件

意見区分	件数
基本的な考え方について	1件
具体的施策について	111 件
「量の見込み」と「確保方策」について	8件
計画の推進について	9件
その他(いずれにも該当しないもの)	5件
計	134 件

(4)「宇治市子ども・子育て支援事業計画(初案)」の修正箇所 32ヵ所

## 2.「宇治市子ども・子育て支援事業計画(初案)」に対して寄せられたご意見等の内容と本市の考え方

### 基本的な考え方にかかわるもの(1件)

	ご意見等の内容	ご意見等に対する本市の考え方	修正の有無
-1	【 初案: P64 】 計画の策定においては、当事者である子どもの目線を大切にしてほしい。	【 最終案: P64 】 計画の基本的視点においては、第一に「子どもの視点」を掲げるとともに、基本理念については、宇治市子ども・子育て会議でのご意見等を踏まえて「次代(あす)を生きる子どもたちの夢と笑顔を育むまち宇治」と定め、子どもの目線を大切にした計画としています。	単し

#### 具体的施策にかかわるもの(111件)

	ご意見等の内容	ご意見等に対する本市の考え方	修正の有無
-1	【 初案:P71他 】 社会的排除・摩擦や社会的孤立という状況にある人々を援護し、 一人一人が社会の一員として認め合い、助け合うソーシャルインクルージョンについて、子どもたちや保護者も含めた啓発に 取り組んでほしい。 【 同様の主旨のご意見:他に1件】	【 最終案: P71 他 】 計画の基本目標においては、子どもの貧困も含めた「配慮を必要とする家庭へのきめ細かな取組の推進」を掲げ、子どもの人権に関する普及と啓発のための各種具体的施策に取り組んでいきます。	無し
-2	【 初案:P73 】 子どもの学習支援を充実してほしい。	【 最終案: P73 】 計画における学校教育の充実のための各種具体的施策を進めるとともに、全ての子どもの学力を保障するという観点から、各学校において、学力面での課題を抱える子どもの補習授業等の取り組みを行っており、引き続き取り組みを進めていきます。	無し

	ご意見等の内容	ご意見等に対する本市の考え方	修正の有無
-3	【 初案:P74、89、99 】 児童館や保育所、学校などの施設を活用して、安全に自由に遊 べる場の確保に取り組んでほしい。 【 同様の主旨のご意見:他に5件】	【 最終案:P74、89、99 】 子どもが安全に自由に遊べる場の確保については、計画の具体 的施策の中に「施設の開放と有効活用及び放課後等の居場所づ くり」や「幼稚園、保育所、認定こども園の有効活用」「園庭 開放など幼稚園、保育所、認定こども園による支援事業」など を掲げており、引き続き取り組みを進めていきます。	無し
-4	【 初案:P75 】 アレルギー疾患を持つ子どもへの支援体制の構築、市内の病院 への専門医の配置等の施策を検討してほしい。	【 最終案: P75 】 アレルギー疾患を持つ子どもへの対応については、専門医や身近なかかりつけ医のもとで適切な医療を受けていただけるように、適切な情報提供に努め、必要に応じて関係機関とも連携しながら、個別相談の中で対応していきます。	無し
-5	【 初案:P75 】 不妊治療だけではなく、妊娠に向けての支援についても検討し てほしい。	【 最終案:P75 】 妊娠に向けての支援については、医療機関も含めた適切な情報 提供に努め、必要に応じて関係機関とも連携しながら対応して いきます。	無し
-6	【 初案:P75 】 安価で利用しやすい家事などの支援サービスの充実に取り組ん でほしい。	【 最終案:P75 】 家事などの支援サービスの充実については、計画の具体的施策 「個別訪問等による支援」に記載しており、取り組みを進めて いく予定です。	無し
-7	【 初案: P75、76、79、81 】 乳幼児の世話の仕方や健康面の知識を教えてもらうだけではなく、子どもの心理や発達も含めた、親育ての取り組みを検討してほしい。	【 最終案: P75、76、79、81 】 「親育て」の取り組みについては、妊娠中においては、計画の具体的施策の中に「マタニティ講座」や「父親をはじめとした市民への啓発事業の推進」などを掲げるとともに、子育て期の親への支援や家庭の子育て・教育力の強化のための各種具体的施策を掲げており、引き続き取り組みを進めていきます。	無し

	ご意見等の内容	ご意見等に対する本市の考え方	修正の有無
-8	【 初案:P76、77 】 乳幼児期の離乳食や献立などのアドバイスや相談ができる機会 を充実してほしい。	【 最終案:P76、77 】 乳幼児期の子どもの食事や栄養の相談については、計画の具体 的施策の中に「乳幼児への食育の推進」や「個別相談の充実」 などを掲げており、引き続き取り組みを進めていきます。	無し
-9	【 初案:P76、78、79 】 子どもの栄養を考えた献立の啓発や安全、安心な食材の確保、 保育所や地域での安全な惣菜の提供に取り組んでほしい。 【同様の主旨のご意見:他に1件】	【 最終案: P76、78、79 】 食育については、具体的施策「妊婦への食育の推進」や「乳幼児への食育の推進」、「食育の推進」などを掲げており、ご意見を踏まえ、今後も取り組みを進めていきます。惣菜の提供などの取り組みについては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	無し
-10	【 初案:P76、78、79 】 子どもたちや保護者が、クッキング教室や農業体験なども含め た食への興味・関心を持てるような学習機会を提供してほしい。 【同様の主旨のご意見:他に4件】	【 最終案:P76、78、79 】 食育については、計画の具体的施策の中に「妊婦への食育の推進」や「乳幼児への食育の推進」、「食育の推進」などを掲げており、今後も取り組みを進めていきます。	無し
-11	【 初案:P77 】 夜間も含めた小児科医療について充実してほしい。	【 最終案:P77 】 「夜間診療の充実」については、計画の具体的施策の中に掲げており、引き続き医療機関との協議、調整等に努めていきます。また、小児科医療の充実については、京都府や関係機関と連携しながら、取り組みを進めていきます。	無し
-12	【 初案:P82 】 保護者が就労している子育て家庭のために、さまざまな子育て 支援サービスに関する情報の提供により一層取り組んでほし い。	【 最終案:P82 】 子育て支援サービスの情報提供については、計画の具体的施策の中に「子育て支援サービスの情報提供」を掲げており、子育て家庭へ適切な情報提供ができるよう、さらに取り組みを進めていきます。	無し

	ご意見等の内容	ご意見等に対する本市の考え方	修正の有無
-13	【 初案:P83 】 子育てに関する専門的な相談員の育成に取り組んでほしい。	【 最終案: P83 】 子育てに関する相談については、計画に身近な相談窓口の充実 として各種具体的施策を掲げており、それぞれの窓口で対応す る職員の研修等にも努めていきます。また、個別の子育て家庭 のニーズを把握して、適切な施設・事業等を円滑に利用できる よう支援する「利用者支援事業」を、宇治市においても取り組 んでいく予定です。	無し
-14	【 初案:P84 】 ベビーカーや車いすが通りやすいように、凹凸の解消や幅員を 広くするなどの歩道の整備に取り組んでほしい。	【 最終案: P84 】 歩道の整備については、交通環境の改善に向けて、計画に各種 具体的施策を掲げており、引き続き取り組みを進めていきます。また、あわせて、施設・設備面だけではなく、子育て家庭への 配慮等を深める「心のバリアフリー」についても推進を図って いきます。	無し
-15	【 初案:P85、86 】 子どもの通学時の安全を確保できるように取り組みを進めてほしい。	【 最終案: P85、86 】 子どもの通学時の安全対策については、計画において、交通安全対策の推進に向けた各種具体的施策を掲げるとともに、防犯対策についても、具体的施策の中に「子どもや市民を犯罪から守る地域防犯強化」を掲げており、引き続き取り組みを進めていきます。	無し
-16	【 初案: P87、109 】 子育て家庭の経済的な負担軽減に取り組んでほしい。 【同様の主旨のご意見:他に1件】	【 最終案: P87、109 】 子育て家庭の経済的な負担軽減については、計画の具体的施策の中に「子育て家庭の医療費負担の軽減」などを掲げるとともに、子どもの貧困対策においても、具体的施策を掲げて取り組みを進めていきます。	無し

	ご意見等の内容	ご意見等に対する本市の考え方	修正の有無
-17	【 初案: P88、89 】 子どもが安全に、ボール遊びも含めて自由にのびのびと遊べる 公園を充実させてほしい。 【 同様の主旨のご意見:他に5件】	【 最終案: P88、89 】 公園の充実については、計画の具体的施策の中に「公園、遊園 の充実」や「子どもが自由に遊べる場の確保」などを掲げてお り、子どもが安全、かつ自由にのびのび遊べる場づくりに向け た取り組みを進めていきます。	無し
-18	【 初案:P88、89 】 プレイパークやつどいの広場など、子どもたちの生活の価値や ライフスタイルを培う居場所、遊び場づくりに取り組んでほし い。 【 同様の主旨のご意見:他に7件】	【 最終案: P88、89 】 子どもの居場所や遊び場づくりについては、計画の具体的施策 の中に「自然に接する遊び場の充実」や「子どもが自由に遊べ る場の確保」などを掲げて、取り組みを進めていくこととして います。プレイパークなど生活の価値やライフスタイルを培う 取り組みについては、いただいたご意見を参考にさせていただ きます。	無し
-19	【 初案:P90、93 】 地域の子育て経験者に気軽に相談ができ、アドバイスをもらえるなど、地域で子育てができる環境づくりに取り組んでほしい。 【 同様の主旨のご意見:他に3件】	【 最終案: P90、93 】 地域での次世代育成に向けては、計画において、各種具体的施策を掲げて、人材育成や啓発などに努めるとともに、地域における子育ての相談や支援などの福祉の担い手となる民生児童委員の活動に対する支援にも取り組むこととしており、地域で子育てができる環境づくりに取り組んでいきます。	無し
-20	【 初案:P92 】 ファミリー・サポート・センターにおいて、会員同士が悩み等 を相談できるような交流の場の提供に取り組んでほしい。	【 最終案: P92 】 ファミリー・サポート・センターの会員同士の交流については、年4回フォローアップ研修を開催して、交流を図る取り組みを行っています。今後も引き続き、会員の支援充実に向けて取り組みを進めていきます。	無し
-21	【 初案:P92 】 行政だけではなく、企業などの民間組織や地域、市民団体とも 連携した子育て支援のあり方を検討してほしい。 【同様の主旨のご意見:他に1件】	【 最終案:P92 】 企業や地域と連携した子育て支援の取り組みについては、計画 の具体的施策の中に「地域での子育て支援活動の充実」を掲げ ており、さらに取り組みを進めていきます。	無し

	ご意見等の内容	ご意見等に対する本市の考え方	修正の有無
-22	【 初案:P93 】 子育て支援に関わるボランティアなどの地域の人材の育成などに取り組んでほしい。 【同様の主旨のご意見:他に5件】	【 最終案:P93 】 子育て支援に関わるボランティアなどの地域の人材育成については、計画の具体的施策の中に「ボランティアの掘り起こしと育成」を掲げており、さらに取り組みを進めていきます。	無し
-23	【 初案: P94 】 子どもと高齢者を含めた多様な世代との交流機会を促進してほ しい。 【同様の主旨のご意見:他に3件】	【 最終案: P91、P94 】 地域交流の場などの確保として、計画の具体的施策の中に「地域資源の活用による遊び場などの確保」や「子どもと大人の世代間交流活動の促進」などを掲げており、さらに取り組みを進めていきます。	無し
-24	【 初案: P94、99、100 】 保護者同士が交流できる場、保育所などの施設に通っていない 子ども同士が交流できる場の確保に努めてほしい。 【同様の主旨のご意見:他に4件】	【 最終案: P94、99、100 】 子どもや保護者が交流できる場の確保については、計画の具体 的施策の中に「子ども同士の交流活動の支援」や「地域子育て 支援拠点を中心とした親子の集いなどの充実」、「地域子育て支 援拠点の充実」などを掲げており、さらに取り組みを進めてい きます。	無し
-25	【 初案: P95 】 高齢者や学生などを含めた地域のボランティアとともに、子どもたちが遊んだり、交流する場の確保に取り組んでほしい。 【同様の主旨のご意見:他に3件】	【 最終案: P95 】 地域のボランティアとともに、子どもたちが遊んだり、交流する場の確保については、計画の具体的施策の中に「市内の資源を有効活用した安全な遊び場・学習の場の確保」を掲げており、さらに取り組みを進めていきます。	無し
-26	【 初案: P96 】 スポーツや芸術活動を促進して、子どもと大人などの地域のつながりを強める取り組みを進めてほしい、	【 最終案: P96 】 スポーツ・レクリエーションや文化・芸術活動の促進に向けては、計画の具体的施策の中に「スポーツ・レクリエーション機会の充実」や「大会やイベントの開催」などを掲げており、さらに取り組みを進めていきます。	無し

	ご意見等の内容	ご意見等に対する本市の考え方	修正の有無
-27	【 初案:P96 】 子どもに必要と考えられる文化的、学術的な取り組みに対して、 助成や場所の提供等の支援を検討してほしい。 【同様の主旨のご意見:他に2件】	【 最終案:P96 】 文化的、学術的な取り組みへの支援については、計画の具体的 施策の中に「文化・芸術にふれる機会の充実」や「指導者の掘 り起こしと育成」などを掲げており、助成や場所提供等の取り 組みについては、いただいたご意見を参考にさせていただきま す。	無し
-28	【 初案: P98、100 】 子育てサークルや地域子育て支援拠点などにおいて、保育士な どの専門職による相談事業を充実してほしい。 【同様の主旨のご意見:他に1件】	【 最終案: P98、100 】 保育士などの専門職の派遣相談については、計画の具体的施策の中に「子育てサークルの育成」や「地域子育て支援拠点の充実」などを掲げており、引き続き取り組みを進めていきます。	無し
-29	【 初案:P101 】 育児休業を安心して取得でき、仕事と子育てを両立しやすい仕 組みづくりのために、いつでも希望する保育所に入所できるよ う、環境整備を進めてほしい。	【 最終案:P101】 宇治市では、これまで待機児童対策を重要課題として、保育所整備や定員を超えた受け入れ等に取り組んできており、引き続き、年度途中の待機児童の解消及び仕事と子育てを両立できる環境づくりに向けて取り組みを進めていきます。	無し
-30	【 初案:P101 】 「低年齢児保育の充実」のためには、家庭的保育等の身近なサービスではなく、保育所などの施設の充実に取り組むべきである。	【 最終案:P101 】 宇治市では、家庭的保育事業の家庭的保育士に保育所資格を求めるとともに、家庭的保育補助者については、保育士資格は必要ありませんが研修の修了を求めています。また、小規模保育事業ではA型として、保育従事者の全てを保育士資格のあるものとしているところです。家庭的保育事業等についても、質の高い保育を実施していることから、認可保育所とあわせて、低年齢児の保育に取り組んでいきます。	無し

	ご意見等の内容	ご意見等に対する本市の考え方	修正の有無
-31	【 初案:P102 】 小学校の学級閉鎖時などにおける子どもの一時預かりを検討してほしい。	【 最終案:P102 】 小学校の学級閉鎖時や就学前の子どもを夕方以降に子どもを預かるサービスについては、現在、宇治市では、ファミリー・サポート・センターや子育て短期支援事業(ショートステイ)において対応しているところですが、さらに施策の充実に向けて取り組みを進めていきます。	無し
-32	【 初案:P102 】 就学前の子どもを夕方以降に預けることができるサービスを充 実してほしい。		無し
-33	【 初案:P102 】 「保育要件の弾力化の検討」とは具体的にどのようなことを検 討するのか教えてほしい。	【 最終案:P102 】 保育要件の弾力化の検討につきましては、これまでも、保護者が就職活動中の場合や、保護者が就学中の場合など、児童福祉法に規定されていた要件以外でも入所ができるよう保育要件を弾力的に運用しています。子ども・子育て支援新制度におきましても、保護者ニーズを確認しながら、保育要件の弾力化に努めていきます。	無し
-34	【 初案:P102 】 民間活力の活用が効率的な施設運営につながるかどうか疑問である。	【 最終案:P102 】 宇治市第5次総合計画の第2期中期計画においては、保育所運営の効率化を図るため、民間活力の活用について研究、検討することとしているところです。これまでも、民間保育園の新設、及び施設整備による待機児童対策、延長保育、体調不良型の病児・病後児保育の実施などの民間活力の活用により、保護者ニーズにあった効率的な保育所の運営について実施しており、今後とも取り組みを進めていきます。	無し

	ご意見等の内容	ご意見等に対する本市の考え方	修正の有無
-35	【 初案:P102 】 第三者評価が保育水準の向上につながるかどうか疑問である。	【 最終案:P102 】 第三者評価は、事業者の提供するサービスの質を当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するものです。利害関係のない第三者評価機関が専門的かつ客観的に児童福祉施設で行われている保育を評価することにより、保育の質の向上と利用者が施設を選択する際に役立つ情報の提供につながることが期待できることから、今後取り組みを進めていきます。	無し
-36	【 初案: P102、116 】 病児・病後児保育事業について、実施施設の拡充や対象年齢の 拡大も含めた充実に取り組んでほしい。 【同様の主旨のご意見:他に1件】	【 最終案:P102、116 】 病児・病後児保育事業の対象年齢については、国が定めた内容に基づき設定しております。また、実施施設については、拡充の可能性などを検討しながら、計画に記載している「量の見込み」の確保に努めていきます。	無し
-37	【 初案:P103 】 放課後児童対策の充実に向けて、地域のボランティアなどが子どもの学習などの場を提供する取り組みを検討してほしい。 【 同様の主旨のご意見:他に2件】	【 最終案:P103 】 総合的な放課後児童対策として、計画の具体的施策の中に「放課後子ども総合プランの推進」を掲げており、教育・福祉のより一層の連携のもと、学校や放課後子ども教室と連携や調整を図りながら、子どもの居場所づくりに取り組んでいきます。	無し
-38	【 初案:P103 】 放課後児童対策の充実に向けて、小学校や地域の公民館などを 活用して、子どもが十分に遊べる場の確保に取り組んでほしい。 【同様の主旨のご意見:他に6件】		無し

	ご意見等の内容	ご意見等に対する本市の考え方	修正の有無
-39	【 初案:P103 】 育成学級の質の向上に向けて、客観的に評価ができる仕組みづくりに取り組んでほしい。 【同様の主旨のご意見:他に5件】	【 最終案:P103 】 育成学級の質の向上については、計画の具体的施策の中に「育 成学級の充実」や「指導員の資質向上」、「学校現場と育成学級 との連携」「就学前教育(保育)施設等との連携」などを掲げ ており、引き続き取り組みを進めていきます。また、新制度に おいては、放課後児童健全育成事業の一般原則として、運営内 容についての自己評価、結果の公表に努めることとされており、	無し
-40	【 初案: P103 】 育成学級の環境や内容、職員の増員や資質などの向上に取り組 んでほしい。 【同様の主旨のご意見:他に5件】	いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。	無し
-41	【 初案:P104 】 ワーク・ライフ・バランスの実現のために、事業者に対して、「ノー残業デー」や人員の増などの取り組みについての啓発を進めてほしい。	【 最終案:P104 】 ワーク・ライフ・バランスの実現への取り組みの推進のために、計画の具体的施策の中に「雇用者・企業への啓発と情報提供」などを掲げており、ご意見を踏まえ、子育て中の就労者に対する配慮や働き方の見直しに向けた取り組みを進めていきます。	無し
-42	【 初案:P104 】 子どもが体調が悪くなった時に、就労している保護者がすぐ迎えに行ったり、休みを取れる仕組みづくりを進めてほしい。 【同様の主旨のご意見:他に2件】		無し
-43	【 初案:P108 】 障害者手帳の交付対象外となる範囲の軽度・中等度の難聴の子 どもに対する補聴器等の購入助成を検討してほしい。	【 最終案:P108 】 軽度・中等度の難聴の子どもの補聴器等の購入助成については、 これまでから国へ補装具費での対応を要望するなどしており、 引き続き必要な施策等を検討していきます。	無し
-44	【 初案: P108 】 育成学級の対象学年が小学校6年生まで拡大されるが、1年生から4年生までの子どもと比較して、習い事が増えるなど生活が変わってくるため、高学年の生活に合わせた利用条件を検討してほしい。	【 最終案:P108 】 育成学級は、保護者が就労等の理由により昼間不在になる家庭 の児童を預かる事業となっておりますが、学年に応じた利用条 件については、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	無し

### 「量の見込み」と「確保方策」にかかわるもの(8件)

	ご意見等の内容	ご意見等に対する本市の考え方	修正の有無
-1	【 初案: P112、113 】 認定こども園については、ニーズ調査結果でもニーズが多いとは思えないため、検討は必要ないと考える。	【 最終案:112、113 】 認定こども園については、教育・保育・子育て支援の機能を総合的に提供する施設となることから、教育・保育施設等の利用状況及び保護者の利用希望、事業者の意向も踏まえて検討します。	無し
-2	【 初案:P115 】 幼稚園の預かり保育の「量の見込み」について、平成27年度の 数値が現状値から急増しているのはなぜか。	【 最終案:P115 】 平成27年度からの「量の見込み」については、計画期間の児童推計をもとに、国が示す手引きに沿って、ニーズ調査結果などから算出したものであり、現状値は平成25年度の実績値を表しています。	無し
-3	【 初案:P119 】 地域子育て支援拠点事業について、宇治市では就学前児童すべてを対象としているにもかかわらず、「0 歳児~2 歳児のみ」となっているのはなぜか。	【 最終案:P100、119 】 「量の見込み」については、国が示す手引きに沿った項目ごとに算出しているため、「0歳児から2歳児のみ」の数値となっていますが、宇治市では、就学前の子ども(0歳児から概ね6歳児)を対象に地域子育て支援拠点事業を実施しており、今後も取り組みを進めていきます。	無し
-4	【 初案:P120 】 利用者支援事業について、平成27年度の「確保方策」の1か所について、もう少し具体的に教えてほしい。	【 最終案:P120 】 利用者支援事業の確保方策の方向性については、地域子育て支援拠点における実施などを検討することとしていますが、平成27年度については、市役所庁舎も含めて、市内で1か所の実施に向けて検討を進めています。	無し

	ご意見等の内容	ご意見等に対する本市の考え方	修正の有無
-5	【 初案: P122 】 「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」について、多様な事業者とは具体的に何を指すのか教えてほしい。また、民間事業者の参入については不要であると考える。	【 最終案: P122 】 新制度では、NPO、株式会社等の多様な事業者の参入を認めているところです。これまで、本市では保育所の新設、家庭的保育事業の公募では社会福祉法人に限定して、質の高い保育を行ってきたところであり、いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。	無し
-6	【 初案:P114 】 時間外保育事業(延長保育)について、年々利用者数が増えて おり、実施箇所数の拡充を検討してほしい。	【 最終案:P114 】 市内の公立保育所1園と民間保育所18園で11時間を超える 延長保育を実施しています。今後ともニーズを把握する中で、 実施箇所数について検討を進めていきます。	無し
-7	【 初案:P118 】 育成学級、児童館などの放課後児童対策の量を拡充してほしい。	【 最終案: P103、118 】 放課後児童対策の量については、確保方策の方向性として、育成学級の施設整備とともに、民間の放課後児童クラブでの受け入れ児童数の拡大を図ることとしています。また、具体的施策においても「育成学級の充実」や「多様な形態によるサービス提供の検討」を掲げており、引き続き取り組みを進めていきます。	無し
-8	【 初案: P102、112 】 現状の幼稚園の預かり保育では、利用時間や長期休業中の開設 期間等十分ではないと感じている。 認定こども園であれば、教育を受けながら必要な時間の保育を 受けられるので移行を促進してほしい。	【 最終案: P102、112 】 幼稚園での預かり保育については、具体的施策「幼稚園預かり 保育事業の実施」を掲げており、ご意見を踏まえ、引き続き取 り組みを進めていきます。また、また、認定こども園について は、教育・保育施設等の利用状況及び保護者の利用希望、事業 者の意向も踏まえて検討します。	無し

### 計画の推進にかかわるもの(9件)

	ご意見等の内容	ご意見等に対する本市の考え方	修正の有無
-1	【 初案:P125、126 】 アンケートやSNSを活用するなど、子育て家庭や子育て支援 従事者の現状や意見を把握し、施策に反映できるような仕組み づくりを検討してほしい。 【 同様の主旨のご意見:他に3件】	【 最終案: P5、125、126 】 計画策定における子育て家庭のニーズや子育て支援従事者の現状の把握については、ニーズ調査を実施するとともに、子どもの保護者や子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、市民公募による委員も含めた幅広い関係者で構成する「宇治市子ども・子育て会議」を開催しました。計画の推進においては、「宇治市子ども・子育て会議」において進捗状況の管理・評価を行うとともに、アンケートやSNSの活用などの取り組みについては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	無し
-2	【 初案:P126 】 福祉と教育で管轄を分けずに、総合的に子育て支援施策を推進 する部署を設置してほしい。 【同様の主旨のご意見:他に4件】	【 初案:P126 】 計画の総合的な推進を図っていくため、取り組みや施策を担当する関係各課で構成する「宇治市子ども・子育て支援事業計画推進庁内会議」を設置しています。総合的な部署の設置については、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	無し

### その他(いずれにも該当しないもの)(5件)

	ご意見等の内容	ご意見等に対する本市の考え方	修正の有無
-1	【 初案: - 】 保育所の入所は宇治市内のみに限定されているが、他市町村の 保育所についても入所できるようにしてほしい。	【 最終案: - 】 現在、宇治市では、市外の保育所への入所又は市外の子どもが市内の保育所に入所する「広域入所」については、「市外の子どもが市内の保育所に入所する」ことによる待機児童発生の可能性があることから、実施に至っておりません。今後も引き続き、近隣市町村との協議を行い、検討を進めていきます。	無し
-2	【 初案: - 】 育成学級の保護者会のあり方について、検討が必要である。	【 最終案: - 】 育成学級の保護者会につきましては、入級児童の保護者の方々 において任意に組織されているものと認識しており、そのあり 方につきましては、それぞれの保護者会の中で検討を進めてい ただきたいと考えております。	無し
-3	【 初案: - 】 学区、学校選択の自由、私学助成等を実現してほしい。	【 最終案: - 】 通学距離が長くなることに伴う安全確保の問題や、学校と地域 との関係の希薄化など様々な課題があることから、いわゆる学 校選択制につきましては特に検討はしておりませんが、いただ いたご意見は、今後の参考にさせていただきます。また、国公 私立高等学校、高等専門学校または大学への進学に際して、勉 学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な場合に宇治 市奨学資金貸与制度を設けているところです。	単
-4	【 初案: - 】 子ども・子育て支援に従事する職員の人件費の単価引き上げや助成などにより、職員数の増加や質の高い保育・教育の提供につなげてほしい。	【 最終案: - 】 新制度では、公定価格(案)で職員給与の改善(3%)による職員の処遇改善が示され、また、3歳児の子どもの職員割合を20人に1人から、15人に1人に高めれば加算がされるなど、質の高い保育・教育を提供するための対応がされています。	無し
-5	【 初案: - 】 幼稚園や保育園などにおけるボランティアも含めた人員の増加 に取り組んでほしい。	【 最終案: - 】 保育士不足が問題となる中、新制度では地域の実情やニーズに応じた子育て支援員の養成のための研修についての具体的な案も示されてきているところです。いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。	無し

## 3.「宇治市子ども・子育て支援事業計画(初案)」の修正箇所

市民の皆様からいただいたご意見以外によるもの(32ヵ所)

	修正前(初案)	修正後(最終案)
	【 初案: P3 】	【 最終案:P3 】 家庭的保育事業・小規模保育事業などを地域型保育事業として表記を統一 しました。
1	(3)新制度の主な内容 「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」 認定こども園、幼稚園、保育所、 <u>小規模保育など</u>	(3)新制度の主な内容 「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」 認定こども園、幼稚園、保育所、 <u>地域型保育事業</u>
	【 初案: P3 】	【 最終案:P3 】 家庭的保育事業・小規模保育事業などを地域型保育事業として表記を統一 しました。
2	(3)新制度の主な内容 「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」 認定こども園や保育所、 <u>家庭的保育事業など</u>	(3)新制度の主な内容 「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」 認定こども園や保育所、 <u>地域型保育事業</u>
	【 初案: P4 】	【 最終案:P4 】 地域子ども・子育て支援事業の項目数を追記しました。
3	(4)国が示す計画の対象事業について「地域子ども・子育て支援事業」 教育・保育施設を利用する家庭だけではなく、在宅を含むすべての子育て家庭を対象とする事業を市町村が地域の実情に応じて実施します。	

_	修正前(初案)	修正後(最終案)
	【 初案: P14 】	【 最終案: P14 】 次ページの世帯類型に合わせて、「総世帯」から病院や寮などの「施設等の世帯」を除いた世帯数である「一般世帯」数の推移としました。
	<u>総</u> 世帯数の推移(宇治市) 本市の <u>総</u> 世帯数は年々増加しており、平成22年には <u>72,907</u> 世 帯となっています。	<u>一般</u> 世帯数の推移(宇治市) 本市の <u>一般</u> 世帯数は年々増加しており、平成22年には <u>72,817</u> 世帯となっています。
4	(世帯) 80,000 60,000 40,000 45,748 49,982 55,327 61,665 66,373 69,598 72,907	(世帯) 80,000 60,000 40,000
	20,000 0 昭和55年 昭和60年 平成2年 平成7年 平成12年 平成17年 平成22年	20,000 平成2年 平成7年 平成12年 平成17年 平成22年

	修正前(初案)	修正後(最終案)
5	【 初案: P77 】	【 最終案:P77 】 具体的施策のうち、国が基本指針で示す計画の対象事業について、明示しました。
	具体的施策「個別訪問の充実」	具体的施策「個別訪問の充実 <u>【国指定事業</u> 】」
	【 初案: P83 】	【 最終案:P83 】 具体的施策のうち、国が示す計画の対象事業について、明示しました。
6	具体的施策「地域子育て支援拠点等における相談窓口の充実」	具体的施策「地域子育て支援拠点等における相談窓口の充実 <u>【国指定事業】</u> 」
7	【 初案:P83 】	【 最終案:P83 】 具体的施策のうち、国が示す計画の対象事業について、明示しました。
'	具体的施策「利用者支援事業の実施」	具体的施策「利用者支援事業の実施 <u>【国指定事業】</u>
8	【 初案: P92 】	【 最終案:P92 】 具体的施策のうち、国が示す計画の対象事業について、明示しました。
	具体的施策「会員拡充促進」	具体的施策「会員拡充促進 <u>【国指定事業】</u> 」
9	【 初案:P92 】	【 最終案:P92 】 具体的施策のうち、国が示す計画の対象事業について、明示しました。
	具体的施策「会員活動への支援」	具体的施策「会員活動への支援 <u>【国指定事業</u> 】」
10	【 初案: P92 】	【 最終案:P92 】 具体的施策のうち、国が示す計画の対象事業について、明示しました。
	具体的施策「活動内容の多様化の促進」	具体的施策「活動内容の多様化の促進 <u>【国指定事業</u> 】」

	修正前(初案)	修正後(最終案)
	【 初案:P99 】	【 最終案:P99 】 具体的施策のうち、国が示す計画の対象事業について、明示しました。
11	具体的施策「地域子育て支援拠点を中心とした親子の集いなどの充実」	具体的施策「地域子育て支援拠点を中心とした親子の集いなどの充実 【国指定事業】」
12	【 初案:P100 】	【 最終案:P100 】 具体的施策のうち、国が示す計画の対象事業について、明示しました。
	具体的施策「新たな地域子育て支援拠点の整備」	具体的施策「新たな地域子育て支援拠点の整備【国指定事業】」
13	【 初案:P100 】	【 最終案:P100 】 具体的施策のうち、国が示す計画の対象事業について、明示しました。
	具体的施策「地域子育て支援拠点の充実」	具体的施策「地域子育て支援拠点の充実 <u>【国指定事業】</u> 」
14	【 初案:P101 】	【 最終案:P101 】 具体的施策のうち、国が示す計画の対象事業について、明示しました。
	具体的施策「低年齢児保育の充実」	具体的施策「低年齢児保育の充実 <u>【国指定事業</u> 】」
15	【 初案:P101 】	【 最終案:P101 】 具体的施策のうち、国が示す計画の対象事業について、明示しました。
	具体的施策「延長保育事業の充実」	具体的施策「延長保育事業の充実 <u>【国指定事業</u> 】」
16	【 初案:P101 】	【 最終案:P101 】 具体的施策のうち、国が示す計画の対象事業について、明示しました。
	具体的施策「一時預かり事業の充実」	具体的施策「一時預かり事業の充実 <u>【国指定事業】</u> 」

	修正前(初案)	修正後(最終案)
17	【 初案:P102 】	【 最終案:P102 】 具体的施策のうち、国が示す計画の対象事業について、明示しました。
	具体的施策「病児・病後児保育事業の推進」	具体的施策「病児・病後児保育事業の推進 <u>【国指定事業】</u> 」
18	【 初案:P102 】	【 最終案:P102 】 具体的施策のうち、国が示す計画の対象事業について、明示しました。
	具体的施策「子育て短期支援事業(ショートステイ)の充実」	具体的施策「子育て短期支援事業(ショートステイ)の充実【国指定事業】」
19	【 初案:P102 】	【 最終案:P102 】 具体的施策のうち、国が示す計画の対象事業について、明示しました。
	具体的施策「ファミリー・サポート・センター事業の充実」	具体的施策「ファミリー・サポート・センター事業の充実 <u>【国指定事業】</u> 」
20	【 初案:P102 】	【 最終案:P102 】 具体的施策のうち、国が示す計画の対象事業について、明示しました。
	具体的施策「幼稚園預かり保育事業の実施」	具体的施策「幼稚園預かり保育事業の実施 <u>【国指定事業】</u> 」
21	【 初案:P103 】	【 最終案:P103 】 具体的施策のうち、国が示す計画の対象事業について、明示しました。
	具体的施策「育成学級の充実」	具体的施策「育成学級の充実 <u>【国指定事業】</u> 」
22	【 初案:P103 】	【 最終案:P103 】 具体的施策のうち、国が示す計画の対象事業について、明示しました。
	具体的施策「指導員の資質向上」	具体的施策「指導員の資質向上 <u>【国指定事業】</u> 」

修正前(初案)	修正後(最終案)
【 初案:P103 】	【 最終案:P103 】 具体的施策のうち、国が示す計画の対象事業について、明示しました。
具体的施策「学校現場と育成学級との連携」	具体的施策「学校現場と育成学級との連携 <u>【国指定事業】</u> 」
【 初案:P103 】	【 最終案:P103 】 具体的施策のうち、国が示す計画の対象事業について、明示しました。
具体的施策「就学前教育(保育)施設等との連携」	具体的施策「就学前教育(保育)施設等との連携 <u>【国指定事業</u> 】」
【 初案:P112 】	【 最終案:P112 】 認定こども園の今後の方向性について、記載を変更しました。
満 3 歳以上の教育(1 号認定) また、認定こども園の運営についても検討します。	満3歳以上の教育(1号認定) また、認定こども園の運営 <u>については、教育・保育施設等の利用状況及び</u> 保護者の利用希望、事業者の意向も踏まえて検討します。
【 初案:P113 】	【 最終案:P113 】 認定こども園の今後の方向性について、記載を変更しました。
満 3 歳以上の保育(2 号認定) また、認定こども園の運営についても検討します。	満3歳以上の保育(2号認定) また、認定こども園の運営 <u>については、教育・保育施設等の利用状況及び</u> 保護者の利用希望、事業者の意向も踏まえて検討します。
	【初案: P103】  具体的施策「学校現場と育成学級との連携」  【初案: P103】  具体的施策「就学前教育(保育)施設等との連携」  【初案: P112】  満3歳以上の教育(1号認定)また、認定こども園の運営についても検討します。  【初案: P113】  満3歳以上の保育(2号認定)

	修正前(初案)	修正後(最終案)
	【 初案:P113 】	【 最終案:P113 】 確保方策の現状値(平成26年度)について、定員ではなく、実際の入所 児童数としました。
27	満 3 歳以上の保育(2 号認定) 「確保方策の現状値(平成 26 年度)」 2,296 人	満 3 歳以上の保育(2号認定) 「確保方策の現状値(平成 26 年度)」 <u>2,317</u> 人
28	【 初案:P113】 満3歳未満の保育(3号認定) また、認定こども園の運営についても検討します。	【 最終案: P113 】 認定こども園の今後の方向性について、記載を変更しました。 満3歳未満の保育(3号認定)また、認定こども園の運営については、教育・保育施設等の利用状況及び保護者の利用希望、事業者の意向も踏まえて検討します。
29	【 初案: P113 】 満3歳未満の保育(3号認定) 「教育・保育施設の確保方策の現状値(平成26年度)」 1,519人	【 最終案:P113 】 確保方策の現状値(平成26年度)について、定員ではなく、実際の入所 児童数としました。     満3歳未満の保育(3号認定) 「教育・保育施設の確保方策の現状値(平成26年度)」     1,571人

	修正前(初案)	修正後(最終案)
	修正前(初案) 【初案:P122】  (13)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 全国的にも児童虐待の相談件数は増え続け、子どもが被害者となる重大な事件が発生しています。児童虐待を防止する地域ネットワークの機能強化を図るため、行政職員やネットワークの構成員の専門性強化や連携強化を図る取り組みを行う事業です。	【 最終案:P122 】 国が示した事業内容案を踏まえ、今後の方向性について記載しました。 (13)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 全国的にも児童虐待の相談件数は増え続け、子どもが被害者となる重大な事件が発生しています。児童虐待を防止する地域ネットワークの機能強化を図るため、行政職員やネットワークの構成員の専門性強化や連携強化を図る取り組みを行う事業です。 児童虐待対応については、基本目標5「配慮を必要とする家庭へ
30		のきめ細かな取組の推進」における施策の方向性 1「児童虐待への 対応の充実」の中の具体的施策とともに、事業の実施について検討 します。

	修正前(初案)	修正後(最終案)
31	【 初案: P122 】  (14)実費徴収に係る補足給付を行う事業 教育・保育施設等の利用者負担額については、自治体の条例・規則により設定されることとされています。低所得者の負担軽減を図るため、特定教育・保育施設等に対し日用品、文房具などの必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。	【 最終案: P122 】 国が示した事業内容案を踏まえ、今後の方向性について記載しました。  (14)実費徴収に係る補足給付を行う事業 教育・保育施設等の利用者負担額については、自治体の条例・規則により設定されることとされています。低所得者の負担軽減を図るため、特定教育・保育施設等に対し日用品、文房具などの必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。  今後、国が示す制度内容の詳細を踏まえて、事業の実施について検討します。
32	【 初案: P122 】  (15)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	【 最終案: P122 】 国が示した事業内容案を踏まえ、今後の方向性について記載しました。  (15)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活かしながら、保育所、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要です。 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業です。 今後、国が示す制度内容の詳細を踏まえて、事業の実施について検討します。

上記以外にも誤字、脱字及び表現等軽微な点について修正を行いました。